

令和7年1月22日

ENEOS リニューアブル・エナジー株式会社 御中

日本野鳥の会 道北支部

支部長 有田 智彦

(北海道稚内市緑5丁目-27-8)

稚内そよ風の会

代表 平尾 護

(北海道稚内市緑5丁目38-2)

風力発電の真実を知る会

代 表 佐々木 邦夫

(北海道石狩市花川東1条2丁目76)

公益財団法人 日本野鳥の会

理事長 遠藤 孝一

(東京都品川区西五反田3-9-23 丸和ビル)

貴社が作成されました、「(仮称) 宗谷丘陵南風力発電事業 環境影響評価方法書」に対して、下記のとおり意見書を提出いたします。

■環境影響評価図書の縦覧

・周知方法

環境影響評価図書の縦覧と意見書の募集に係る周知は、関係機関のホームページ上で掲載されていますが、依然として住民の認知度は低いままです。このため、回覧やポスター掲示、チラシ配布、関係者の協力を得て、より多くの人に周知するよう努力をすべきです。

・閲覧方法

貴社の環境影響評価図書の縦覧場所は土日祝開館されている場所が含まれていますが、公開日にも土日祝を含むべきです。インターネットによる閲覧ではダウンロードや印刷ができません。数百ページの図書を縦覧場所、またはパソコン等で閲覧しながら意見書を作成することは難しく、縦覧期間が過ぎてしまうと環境影響評価図書と整合して実態を確認することもできません。図書の内容が実際の事業実施区域の状況と齟齬がないかを誰でもいつでも精査可能にすることが重要です。このため、縦覧期間後も地域の図書館などで、環境影響評価図書を常時閲覧可能にすることに加えて、インターネットで閲覧とダウンロード、印刷を可能にすることにより、環境影響評価の透明性と公平性を確保したうえで、地域住民との合意形成を図ることが重要です。

■水質調査

事業区域は豊富町・猿払村・稚内市の分水嶺上を含むため、豊富町や稚内市の河川だけでなく、猿払村への影響が及ぶことが予測されます。このため、水質への影響は工事時期だけでなく、作業道や改変場所からの雨水や土砂が流れ込むことにより供用後にも影響することが懸念されます。従って、環境影響評価法の対象の有無にかかわらず、供用後の水質への影響を調査項目に追加すべきです。事業区域は絶滅危惧種のイトウや漁業資源であるサクラマス・サケ・カラフトマスなどの産卵河川となっているため、それぞれの魚類の産卵期・稚魚の降下時期のそれぞれ平水時・降雨時に水質調査を行うべきです。上記の魚類への影響が懸念されるため、調査項目は流量とSSだけでなく、最低限pH、DO、BODを追加すべきです。

■哺乳類

事業区域の豊富町と猿払村との分水嶺に改変されていない自然環境がありますが、その南部に哺乳類調査地点がありません。作業道を通してのアライグマなどの外来種やエゾシカなどの分布拡大が在来の動物や植生に影響を及ぼす可能性があるため、調査地点を設けセンサーカメラ等の調査を行うべきです。

■鳥類

・猛禽類・渡り鳥調査

事業区域の豊富町と猿払村との分水嶺の中南部は上空の可視範囲から外れているため、調査地点を設けるべきです。

・夜間鳥類調査

ガン・ハクチョウ類、小鳥類は目視が難しい夜間に渡ることが多いため、レーダー調査を春と秋に実施し、渡り状況を把握すべきです。

・タンチョウ

サロベツで繁殖するタンチョウは 11 月に豊富町から浜頓別に移動して道東の越冬地に向かい 3 月に道東の越冬地から浜頓別を経由し、豊富町に戻ってくることがわかっているため、タンチョウの調査を追加し、渡り状況を把握すべきです。

■航空障害灯による誘引

風力発電機設置に伴う航空障害灯により夜行性の昆虫や鳥類、コウモリ類が誘引される可能性があるため、風力発電設置検討範囲に複数の地点を設置し、同様の光を当てた場合の誘引による影響を調査すべきです。

■魚類

事業区域の河川にはイトウだけでなく、サクラマス・サケ・カラフトマスなどの漁業資源やカジカ類などの重要種が生息している可能性があり、またサクラマス等が淵に潜んでいる可能性があります。このため、それぞれの河川でイトウ調査だけでなく、電気ショッカーによる捕獲を含めた方法で魚類相調査を実施すべきです。イトウと漁業資源種は、それぞれの産卵期・稚魚降下期に調査を実施すべきです。

■景観

春夏秋冬の季節ごとに視界がよい天気の日を選び調査を実施すべきです。

・景観に対する影響評価手法

景観は環境影響評価で垂直見込み角によって評価されていますが、鉄塔の評価基準ですので、風車の評価基準として利用するのは相応しくありません。この地方では広々とした風景そのものに価値があるため、圧迫感の有無による評価基準は当てはまりません。視認可能な垂直見込み角では何本か並んで一体として見えても 1 本として判断し、水平見込み角は評価しないという判断基準は、ブレードが回転する範囲が球形に見える風車が複数並んでいることを想定しておらず、この地域の景観の価値を適切に評価することができません。風車は水平に複数が並んでいると一体のものとして見えるため、1 本 1 本の高さではなく、累積的な水平見込み角を評価基準とすべきです。また風車の景観的評価は人の考え方に大きく依存することが明らかになっています（道北で増える風力発電について考える(2021/12/12 松島肇氏の講演内容より <https://www.youtube.com/watch?v=Hmam99vbH4w>)。このため、自然保護団体、景観に対して敏感で影響を強く受ける地元在住で日頃から風車を眺める場所に住む人、各種自然関連施設の利用客から意見を聞いて影響を判断することも重要です。

■地域協議会の設置

これらの環境影響評価の情報を地域の利害関係者が参加する開かれた場で共有し意見を述べるができる協議会を定期的を開催すべきです。